

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年11月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20241106	小淵沢タクシー株式会社(法人番号5090001011280) 代表者 岩下 達也	山梨県北杜市 小淵沢町852・853	駅前営業所	山梨県北杜市 小淵沢町1086-4	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年10月23日及び令和5年10月27日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)整備管理者の変更の未届出(道路運送車両法第52条)	2	2

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)